

静岡県自然環境保全条例(昭和48年静岡県条例第9号)第10条第1項の規定に基づく愛鷹山自然環境保全地域の区域の拡張に当たり、同条例第10号9項において準用する同条例第10号第4項の規定に基づき、その概要を次のとおり公告する。

令和6年3月8日

静岡県知事 川勝平太

1 名称

愛鷹山自然環境保全地域

2 位置

静岡県富士市、沼津市、裾野市、長泉町の一部

3 拡張する土地の区域

裾野市須山地区の一部

4 縦覧場所

静岡県くらし・環境部環境局自然保護課及び裾野市環境市民部生活環境課